FORM PTO-1595
P23938.P01

RE

08-12-2003

102522276

U.S. DEPARTMENT OF COMMERCE
PATENT AND TRADEMARK OFFICE

To the Honorable Commissioner of Patents

documents or copy thereof.

1. Name of Conveying party(ies):
SQUARE CO., LTD.

OIPE JC48 AUG 07 2003 PATENT & TRADEMARK OFFICE

Additional name(s) of conveying party(ies) attached? ___ Yes _X_ No

ng party(ies)

Name: KABUSHI KAISHA SQUARE ENIX (also trading as SQUARE ENIX CO., LTD.)

Internal Address:

Street Address: Shinjuku Bunka Quint Building, 3-22-7 Yoyogi, Shibuya-ku, Tokyo 151-8544 Japan

City: State: ZIP

Additional name(s) and address(es) attached? ___ Yes _X_ No

3. Nature of conveyance:

___ Assignment _X_ Merger

___ Security Agreement ___ Change of Name

___ Other

Execution Date: April 1, 2003

4. Application number(s) or patent number(s):

If this document is being filed together with a new application, the execution date of the application is:

A. Patent Application No.(s)
09/821,267

B. Patent No.(s)

Additional numbers attached: ___ Yes _X_ No

5. Name and address of party to whom correspondence concerning document should be mailed:

Name: Bruce H. Bernstein

Internal Address: P23938

Street Address: GREENBLUM & BERNSTEIN, P.L.C.
1950 Roland Clarke Place

City: Reston State: VA ZIP: 20191

6. Total number of applications and patents involved: 1

7. Total Fee (37 CFR 3.41).....$ 40.00

_X_ Enclosed

___ Authorized to be charged to deposit account

8. Deposit account number:

19-0089

(Attach duplicate copy of this page if paying by deposit account)

DO NOT USE THIS SPACE

9. Statement and signature.
To the best of my knowledge and belief, the foregoing information is true and correct and any attached copy is a true copy of the original document.

Bruce H. Bernstein, Reg. No. 29,027 — Name of Person Signing

by Leslie J. Depperman Reg No. 33,329 — Signature

8/7/03 — Date

08/11/2003 DBYRNE 00000180 09821267
01 FC:8021 40.00 OP

Total number of pages including cover sheet, attachments and document: 31

Mail documents to be recorded with required cover sheet information to:
Director of the United States Patent and Trademark office, Mail Stop Assignments
PO Box 1450 Alexandria, Virginia 22313-1450

Extract Translation

CHAPTER I GENERAL PROVISION

(Trade Name)

Article 1 The company is called KABUSHI KAISHA SQUARE ENIX. It is represented SQUARE ENIX CO., LTD., in English.

(Purpose)

Article 2 The company aims to engage in the following undertakings:

1. Planning, development, manufacture, creation, sales, application, maintenance, leasing and importing/exporting of computers and peripherals, expendable supplies, communication devices and computer software, etc.
2. Planning, development, manufacture, sales, lease and importing/ exporting of toys, stationery supplies, personal accessories, daily use (home) articles, clothing and home appliances
3. Printing and publishing; planning, creation and sales of various publications
4. Temporary employment services for computer programmers
5. Planning, creation, sales, rental and importing/exporting of movies, television and radio programs, records and videos
6. Planning, creation and implementation of various events and gatherings
7. Management of places of amusement
8. Planning, manufacture, development, sales, application, maintenance, rental and importing/exporting of software via the Internet or phone line communication
9. Planning, manufacture, development, sales, application, maintenance, rental and importing/exporting of contents utilizing the Internet or phone line communication
10. Development, sales, application, and maintenance of the service of providing information utilizing the Internet or phone line communication
11. Training and placement of Internet and data transfer specialists
12. E-commerce and mail-order sales utilizing the Internet or computer

network

13. Transfer and sale of data utilizing the Internet or computer network
14. Advertising services utilizing the Internet or computer network
15. Planning, creation and sales of musical recordings and images
16. Procurement and management of copyrights, trademark rights, design rights
17. Broadcast services
18. Provision of various kinds of information via communication network
19. Advertising agency services
20. Talent agency services
21. Operation of restaurants, bars
22. Any and all services related to or incidental of each of the above services

(Location of Main Office)

Article 3 The main office of the company is located in Shibuya-ku, Tokyo.

(Method of Public Notice)

Article 4 The public notice of the company is reported in the Nippon Keizai Shimbun Newspaper circulated in Tokyo

(omitted)

I hereby certify that the above is identical with the original
This th day of ,
4-31-8 Yoyogi, Shibuya-ku, Tokyo, JAPAN
KABUSHIKI KAISHA SQUARE ENIX CO., LTD.
Representative Director Yoichi WADA

定　　款

株式会社スクウェア・エニックス

平成１５年４月１日作成

第１章　総　則

（商　号）
第１条　当会社は、株式会社スクウェア・エニックスと称する。英文では
ＳＱＵＡＲＥ　ＥＮＩＸ　ＣＯ．，ＬＴＤ．と表示する。
（目　的）
第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。
１．コンピューター及び関連機器、消耗品、通信機器、コンピューターソフトウェア等の企画、開発、製造、制作、販売、運用、保守、リース並びに輸出入
２．玩具、文具、装身具、日用家庭用品、衣料品、家庭用電気機器の企画、開発、製造、販売、リース並びに輸出入
３．印刷及び出版、各種出版物の企画、制作、販売
４．プログラマーの人材派遣
５．映画、テレビラジオ番組、レコード、ビデオの企画、制作、販売、レンタル並びに輸出入
６．各種催し物及びイベントの企画、制作、実施
７．遊技場の経営
８．インターネット、電話回線等の通信網を利用した、ソフトウェアの企画、製造、開発、販売、運用、保守、レンタル並びに輸出入
９．インターネット、電話回線等の通信網を利用した、コンテンツの企画、制作、開発、販売、運用、保守、レンタル並びに輸出入
１０．インターネット、電話回線等の通信網を利用した、情報提供サービス及び情報処理サービス業務の開発、販売、運用、保守
１１．インターネット、電話回線等の通信網技術者の育成、派遣
１２．インターネット、電話回線等の通信網を利用した、通信販売
１３．インターネット、電話回線等の通信網を利用した、データの配信、販売
１４．インターネット、電話回線等の通信網を利用した、広告業務
１５．音楽録音物、映像物等の企画、制作、販売
１６．著作権、原盤権、商標権、意匠権、特許権の取得及び管理
１７．放送事業
１８．情報通信ネットワークを利用した各種情報の提供
１９．広告代理業
２０．芸能タレントのマネジメント業務
２１．飲食店業
２２．前各号に附帯関連する一切の業務
（本店所在地）
第３条　当会社は本店を東京都渋谷区に置く。
（公告の方法）
第４条　当会社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第２章　株　式

（会社の発行する株式の総数）
第５条　当会社の発行する株式の総数は３００，０００，０００株とする。ただし、消却が行われた場合には、これに相当する株数を減ずるものとする。
（１単元の株式の数）
第６条　当会社の１単元の株式の数は、１００株とする。
（単元未満株券の不発行）
第７条　当会社は、１単元の株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という）に係る株券は発行しない。
（株式取扱規程）
第８条　株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株主（実質株主を含む。以下同じ。）としての諸届、株券の再発行、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続き並びに手数料については、この定款に定めある場合を除き、取締役会の定める株式取扱規程による。
（名義書換代理人）
第９条　当会社は株式について名義書換代理人を置く。
②　名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
③　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主のなすべき届け出、株券の再交付、単元未満株式の買い取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては、これを取り扱わない。
（基準日）
第１０条　当会社は毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
②　前項の規定にかかわらず、取締役会は、あらかじめ公告して、これと異なる日現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
③　当会社は、臨時株主総会を開催するにあたり、必要あるときは、取締役会の決議に基づき、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。

第３章　株主総会

（招　集）
第１１条　定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じこれを招集する。
②　株主総会は、本店の所在地または東京都区内においてこれを招集する。

（招集者および議長）
第12条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
（決議の方法および議決権の代理行使）
第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
② 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に代理権を証する書面を提出することを要する。
（株主総会の議事録）
第14条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印する。
② 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

第4章 取締役

（員数）
第15条 当会社の取締役は、12名以内とする。
（選任）
第16条 取締役は、株主総会の決議により、選任する。
② 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。
（任期）
第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了する。
② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残任期間と同一とする。
（役付取締役および代表取締役）
第18条 取締役会の決議をもって、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、および取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名を選任することができる。
② 取締役社長は、会社を代表する。
③ 取締役会の決議をもって第1項の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。
（相談役）
第19条 取締役会は、その決議をもって相談役若干名を選任することができる。相談役は、当会社の業務に関し、社長の諮問に応じるものとする。
（報酬および退職慰労金）
第20条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

第５章　　取締役会

（取締役会の権限）

第２１条　当会社の業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもってこれを決定する。

（取締役会の招集）

第２２条　取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

②　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

③　取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

（取締役会の決議）

第２３条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数の賛成をもってこれをなす。

（取締役会の議事録）

第２４条　取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長および出席した取締役並びに監査役が、これに記名捺印する。

②　取締役会の議事録は10年間本店に備え置く。

（取締役会規程）

第２５条　取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか取締役会において定める取締役会規程による。

（社外取締役の責任免除）

第２５条の２　当会社は、商法第２６６条第１９項の規定により、社外取締役との間に、同条第１項第５号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金１０，０００，０００円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第６章　監　査　役

（員　　数）

第２６条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（選　　任）

第２７条　監査役は、株主総会の決議により、選任する。

②　前項の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任　　期）
第28条　監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了する。
②　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残任期間と同一とする。
（常勤監査役）
第29条　監査役は、その互選により常勤監査役を定める。
（報酬および退職慰労金）
第30条　監査役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議により定める。

第7章　監査役会

（監査役会の招集）
第31条　監査役会は、各監査役がこれを招集する。
②　監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
③　監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。
（監査役会の決議）
第32条　監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き監査役の過半数の賛成をもってこれをなす。
（監査役会の議事録）
第33条　監査役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した監査役が、これに記名捺印する。
②　監査役会の議事録は10年間本店に備え置く。
（監査役会規程）
第34条　監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか監査役会において定める監査役会規程による。
（監査役の責任免除）
第34条の2　当会社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第8章　計　　算

（営業年度および決算期）
第35条　当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末を決算期とする。
（利益配当金）
第36条　利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。

（中間配当金）

第37条　当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間等）

第38条　利益配当金および中間配当金がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

②　未払の利益配当金および中間配当金に対しては利息をつけない。

附　則

平成15年3月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期については、第28条中「就任後4年内」とあるを「就任後3年内」と読み替えるものとする。

以上原本と相違ないことを証明する

平成　　年　　月　　日

東京都渋谷区代々木四丁目31番8号

株式会社　スクウェア・エニックス

代表取締役社長　和田洋一

VERIFICATION OF TRANSLATION

I, Eri MARUYAMA of c/o KABUSHIKI KAISHA SQUARE ENIX, 4-31-8 Yoyogi, Shibuya-ku, Tokyo, Japan

declare that I am well acquainted with both the Japanese and English languages, and that the attached is an accurate translation, to the best of my knowledge and ability, of the Japanese language document attached hereto.

Signature Eri Maruyama Date May 9, 2003

Extract Translation

CERTIFICATE OF ALL THE PRESENTLY VALID ENTRIES IN THE COMMERCIAL REGISTER

Trade Name: KABUSHIKI KAISHA ENIX

KABUSHIKI KAISHA SQUARE ENIX

Registered on April 1, 2003

Headquarters: 4-31-8 Yoyogi, Shibuya-Ku, Tokyo, Japan

Publication: To be published in the Nippon Keizai Shimbun Newspaper circulated in Tokyo

(omitted)

Objectives:

1. Planning, development, manufacture, creation, sales, application, maintenance, leasing and importing/exporting of computers and peripherals, expendable supplies, communication devices and computer software, etc.
2. Planning, development, manufacture, sales, lease and importing/exporting of 0000, stationery supplies, personal accessories, daily use (home) articles, clothing and home appliances
3. Printing and publishing; planning, creation and sales of various publications
4. Temporary employment services for computer programmers
5. Planning, creation, sales, rental and importing/exporting of movies, television and radio programs, records and videos
6. Planning, creation and implementation of various events and gatherings
7. Management of places of amusement
8. Planning, manufacture, development, sales, application, maintenance, rental and importing/exporting of software via the Internet or phone line communication
9. Planning, manufacture, development, sales, application, maintenance, rental and importing/exporting of contents utilizing the Internet or phone line communication
10. Development, sales, application, and maintenance of the service of providing information utilizing the Internet or phone line communication
11. Training and placement of Internet and data transfer specialists
12. E-commerce and mail-order sales utilizing the Internet or computer network
13. Transfer and sale of data utilizing the Internet or computer network

14. Advertising services utilizing the Internet or computer network
15. Planning, creation and sales of musical recordings and images
16. Procurement and management of copyrights, trademark rights, design rights
17. Broadcast services
18. Provision of various kinds of information via communication network
19. Advertising agency services
20. Talent agency services
21. Operation of restaurants, bars
22. Any and all services related to or incidental of each of the above services

(omitted)

Merger: Merger on April 1, 2003 with Kabushiki Kaisha Square
of 1-8-1, Shimomeguro, Meguro-Ku, Tokyo, Japan

This is to certify that the above is all presently valid entries registered in the Commercial Register.

April 15, 2003

Masayuki SAITO, Registrar (Seal)
Shibuya Branch Office,
Tokyo Legal Affairs Bureau

* An underscored entry suggests that it has been expunged from the Register.

履歴事項全部証明書

東京都渋谷区代々木四丁目３１番８号
株式会社スクウェア・エニックス
会社法人等番号　０１１０－０１－０２７７０４

商　号	株式会社エニックス	
	株式会社スクウェア・エニックス	平成１５年　４月　１日登記
本　店	東京都渋谷区代々木四丁目３１番８号	
公告をする方法	東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。	平成　８年　９月　９日許可 平成　８年　９月　９日更正
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｅｎｉｘ．ｃｏ．ｊｐ／ｃｏｍｐａｎｙ／ｋｅｓｓａｎｋｏｕｋｏｋｕ／	平成１４年　４月　９日設定 平成１４年　５月１３日登記
	ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｅｎｉｘ．ｃｏ．ｊｐ／ｃｏｍｐａｎｙ／ｋｅｓｓａｎｋｏｕｋｏｋｕ／	平成１４年　５月　９日設定 平成１４年　５月２３日許可 平成１４年　５月２３日登記官の過誤につき更正
	ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｓｑｕａｒｅ－ｅｎｉｘ．ｃｏ．ｊｐ／ｃｏｍｐａｎｙ／ｉｒ／ｓｔｏｃｋ／ｂｓｐｌ．ｈｔｍｌ	平成１５年　４月　１日変更 平成１５年　４月　１日登記
会社成立の年月日	昭和５０年９月２２日	
目　的	１．コンピューター及び関連機器、消耗品、通信機器、コンピューターソフトウエアの企画、開発、製造、販売、リース並びに輸出入 ２．玩具、文具、装身具、衣料品、家庭用電気機器の企画、開発、製造、販売、リース並びに輸出入 ３．日用家庭用品の製造、販売、保守、修理、リースに関する業務 ４．印刷及び出版 ５．プログラマーの人材派遣 ６．映画、テレビラジオ番組、レコード、ビデオの企画、制作、販売、レンタル並びに輸出入 ７．各種催し物の企画、制作 ８．コンピューターのシステムプログラムの設計技術者の養成 ９．遊技場の経営 １０．加工調理食品、和洋菓子の製造、販売及び輸出入 １１．コンピューター関連業務の教育指導及び教室の経営 １２．前各号に附帯関連する一切の業務	

整理番号　Ｇ３７０５５３　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　１／１０

PATENT
REEL: 014359 FRAME: 0853

東京都渋谷区代々木四丁目３１番８号
株式会社スクウェア・エニックス
会社法人等番号　０１１０－０１－０２７７０４

	1．コンピューター及び関連機器、消耗品、通信機器、コンピューターソフトウェアの企画、開発、製造、販売、リース並びに輸出入 2．玩具、文具、装身具、衣料品、家庭用電気機器の企画、開発、製造、販売、リース並びに輸出入 3．日用家庭用品の製造、販売、保守、修理、リースに関する業務 4．印刷及び出版 5．プログラマーの人材派遣 6．映画、テレビラジオ番組、レコード、ビデオの企画、制作、販売、レンタル並びに輸出入 7．各種催し物の企画、制作 8．コンピューターのシステムプログラムの設計技術者の養成 9．遊技場の経営 10．加工調理食品、和洋菓子の製造、販売及び輸出入 11．コンピューター関連業務の教育指導及び教室の経営 12．インターネット、電話回線等の通信網を利用した、ソフトウェアの開発、販売、運用、保守 13．インターネット、電話回線等の通信網を利用した、コンテンツの開発、販売、運用、保守 14．インターネット、電話回線等の通信網を利用した、情報提供サービス及び情報処理サービス業務の開発、販売、運用、保守 15．インターネット、電話回線等の通信網技術者の育成、派遣 16．インターネット、電話回線等の通信網を利用した、通信販売 17．インターネット、電話回線等の通信網を利用した、データの配信、販売 18．インターネット、電話回線等の通信網を利用した、システム開発のコンサルティング 19．前各号に附帯関連する一切の業務 平成１２年　６月２３日変更　　平成１２年　７月　７日登記
	1．コンピューター及び関連機器、消耗品、通信機器、コンピューターソフトウェア等の企画、開発、製造、制作、販売、運用、保守、リース並びに輸出入 2．玩具、文具、装身具、日用家庭用品、衣料品、家庭用電気機器の企画、開発、製造、販売、リース並びに輸出入 3．印刷及び出版、各種出版物の企画、制作、販売 4．プログラマーの人材派遣 5．映画、テレビラジオ番組、レコード、ビデオの企画、制作、販売、レンタル並びに輸出入 6．各種催し物及びイベントの企画、制作、実施 7．遊技場の経営 8．インターネット、電話回線等の通信網を利用した、ソフトウェアの企画、製造、開発、販売、運用、保守、レンタル並びに輸出入 9．インターネット、電話回線等の通信網を利用した、コンテンツの企画、制作、開発、販売、運用、保守、レンタル並びに輸出入 10．インターネット、電話回線等の通信網を利用した、情報提供サービス及び情報処理サービス業務の開発、販売、運用、保守 11．インターネット、電話回線等の通信網技術者の育成、派遣 12．インターネット、電話回線等の通信網を利用した、通信販売 13．インターネット、電話回線等の通信網を利用した、データの配信、販売 14．インターネット、電話回線等の通信網を利用した、広告業務 15．音楽録音物、映像物等の企画、制作、販売 16．著作権、原盤権、商標権、意匠権、特許権の取得及び管理

整理番号　１９７５５３　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す

PATENT
REEL: 014359 FRAME: 0854

東京都渋谷区代々木四丁目３１番８号
株式会社スクウェア・エニックス
会社法人等番号　０１１０－０１－０２７７０４

	１７．放送事業 １８．情報通信ネットーワークを利用した各種情報の提供 １９．広告代理業 ２０．芸能タレントのマネジメント業務 ２１．飲食店業 ２２．前各号に附帯関連する一切の業務 平成１５年　４月　１日登記	
額面株式１株の金額	金５０円	
一単元の株式の数	１００株	
発行する株式の総数	１億株	平成１１年　６月２５日変更 平成１１年　７月　８日登記
	３億株	 平成１５年　４月　１日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 ２６０９万５８００株	平成１１年１１月３０日変更 平成１１年１２月　７日登記
	発行済株式の総数 ２６１０万２００株	平成１１年１２月３１日変更 平成１２年　１月１１日登記
	発行済株式の総数 ２６１０万４０００株	平成１２年　１月３１日変更 平成１２年　２月　８日登記
	発行済株式の総数 ２６１１万１２００株	平成１２年　２月２９日変更 平成１２年　３月　７日登記
	発行済株式の総数 ２６１１万５７００株	平成１２年　３月３１日変更 平成１２年　４月１１日登記
	発行済株式の総数 ２６１２万１００株	平成１２年　４月３０日変更 平成１２年　５月１１日登記
	発行済株式の総数 ３９１７万７９５０株	平成１２年　５月１９日変更 平成１２年　５月３０日登記

PATENT
REEL: 014359 FRAME: 0855

東京都渋谷区代々木四丁目３１番８号
株式会社スクウェア・エニックス
会社法人等番号　０１１０－０１－０２７７０４

	発行済株式の総数 ３９１８万１７５０株	平成１２年　５月３１日変更 平成１２年　６月　７日登記
	発行済株式の総数 ３９１８万５５５０株	平成１２年　６月２６日変更 平成１２年　７月　７日登記
	発行済株式の総数 ５８７７万８３２５株	平成１３年１１月２０日変更 平成１３年１２月　４日登記
	発行済株式の総数 １億９９４万５６１８株	 平成１５年　４月　１日登記
資本の額	金６９億７２６万２６００円	平成１１年１１月３０日変更 平成１１年１２月　７日登記
	金６９億１２５５万１４００円	平成１１年１２月３１日変更 平成１２年　１月１１日登記
	金６９億１７１１万９０００円	平成１２年　１月３１日変更 平成１２年　２月　８日登記
	金６９億２５７７万３４００円	平成１２年　２月２９日変更 平成１２年　３月　７日登記
	金６９億３１１８万２４００円	平成１２年　３月３１日変更 平成１２年　４月１１日登記
	金６９億３４７０万９０００円	平成１２年　４月３０日変更 平成１２年　５月１１日登記
	金６９億３７７５万４７００円	平成１２年　５月３１日変更 平成１２年　６月　７日登記
	金６９億４０８０万４００円	平成１２年　６月２６日変更 平成１２年　７月　７日登記
新株の引受権の付与に関する規定	当会社は、取締役または従業員に商法第２８０条ノ１９の規定による新株引受権を与えることができる。 平成１０年　６月２６日設定　　平成１０年　７月　８日登記	

PATENT
REEL: 014359 FRAME: 0856

東京都渋谷区代々木四丁目３１番８号
株式会社スクウェア・エニックス
会社法人等番号　０１１０－０１－０２７７０４

名義書換代理人の氏名及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目４番３号 東洋信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目４番３号 東洋信託銀行株式会社証券代行部		
	東京都千代田区丸の内一丁目４番３号 ユーエフジェイ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目４番３号 ユーエフジェイ信託銀行株式会社　証券代行部 平成１４年　１月１５日変更	平成１４年　１月２１日登記	
役員に関する事項	取締役	福　嶋　康　博	平成１０年　６月２６日重任
			平成１０年　７月　８日登記
	取締役	福　嶋　康　博	平成１２年　６月２３日重任
			平成１２年　７月　７日登記
	取締役	福　嶋　康　博	平成１４年　６月２１日重任
			平成１４年　６月２５日登記
	取締役	千　田　幸　信	平成１０年　６月２６日重任
			平成１０年　７月　８日登記
	取締役	千　田　幸　信	平成１２年　６月２３日重任
			平成１２年　７月　７日登記
	取締役	千　田　幸　信	平成１４年　６月２１日重任
			平成１４年　６月２５日登記
	取締役	前　川　敏　雄	平成１０年　６月２６日重任
			平成１０年　７月　８日登記
	取締役	前　川　敏　雄	平成１２年　６月２３日重任
			平成１２年　７月　７日登記
	取締役	前　川　敏　雄	平成１４年　６月２１日重任
			平成１４年　６月２５日登記
			平成１５年　４月　１日辞任
			平成１５年　４月　１日登記

整理番号　１２７１５５３　　※　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

PATENT
REEL: 014359 FRAME: 0857

東京都渋谷区代々木四丁目３１番８号
株式会社スクウェア・エニックス
会社法人等番号　０１１０－０１－０２７７０４

	取締役　蟹　江　元	平成１０年　６月２６日重任
		平成１０年　７月　８日登記
	取締役　蟹　江　元	平成１２年　６月２３日重任
		平成１２年　７月　７日登記
		平成１２年１０月３１日辞任
		平成１２年１１月　１日登記
	取締役　保　坂　嘉　弘	平成１０年　６月２６日重任
		平成１０年　７月　８日登記
	取締役　保　坂　嘉　弘	平成１２年　６月２３日重任
		平成１２年　７月　７日登記
		平成１３年　４月３０日辞任
		平成１３年　５月　１日登記
	取締役　堀　井　雄　二	平成１０年　６月２６日重任
		平成１０年　７月　８日登記
	取締役　堀　井　雄　二	平成１２年　６月２３日重任
		平成１２年　７月　７日登記
	取締役　堀　井　雄　二	平成１４年　６月２１日重任
		平成１４年　６月２５日登記
		平成１５年　４月　１日辞任
		平成１５年　４月　１日登記

PATENT
REEL: 014359 FRAME: 0858

東京都渋谷区代々木四丁目３１番８号
株式会社スクウェア・エニックス
会社法人等番号　０１１０－０１－０２７７０４

取締役	本多圭二	平成１０年　６月２６日就任
		平成１０年　７月　８日登記
取締役	本多圭司	平成１０年　９月　７日許可 本多圭二の名
		平成１０年　９月　７日更正
取締役	本多圭司	平成１２年　６月２３日重任
		平成１２年　７月　７日登記
取締役	本多圭司	平成１４年　６月２１日重任
		平成１４年　６月２５日登記
取締役	田口浩司	平成１２年　６月２３日就任
		平成１２年　７月　７日登記
取締役	田口浩司	平成１４年　６月２１日重任
		平成１４年　６月２５日登記
		平成１５年　４月　１日辞任
		平成１５年　４月　１日登記
取締役	富山竜男	平成１４年　６月２１日就任
		平成１４年　６月２５日登記
		平成１５年　４月　１日辞任
		平成１５年　４月　１日登記
取締役	和田洋一	平成１５年　４月　１日合併により就任
		平成１５年　４月　１日登記
取締役	鈴木尚	平成１５年　４月　１日合併により就任
		平成１５年　４月　１日登記
取締役	成毛眞	平成１５年　４月　１日合併により就任
		平成１５年　４月　１日登記

整理番号　０３７１５５３　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　１／１

PATENT
REEL: 014359 FRAME: 0859

東京都渋谷区代々木四丁目３１番８号
株式会社スクウェア・エニックス
会社法人等番号　０１１０－０１－０２７７０４

	東京都杉並区浜田山一丁目１８番１７号 代表取締役　福　嶋　康　博	平成１０年　６月２６日重任
		平成１０年　７月　８日登記
	東京都杉並区浜田山一丁目１８番１７号 代表取締役　福　嶋　康　博	平成１２年　６月２３日重任
		平成１２年　７月　７日登記
	東京都杉並区浜田山一丁目１８番１７号 代表取締役　福　嶋　康　博	平成１４年　６月２１日重任
		平成１４年　６月２５日登記
	東京都武蔵野市境五丁目２３番１７号 代表取締役　本　多　圭　司	平成１２年１０月　１日就任
		平成１２年１０月　４日登記
	東京都武蔵野市境五丁目２３番１７号 代表取締役　本　多　圭　司	平成１４年　６月２１日重任
		平成１４年　６月２５日登記
	東京都品川区北品川五丁目１７番１２号 代表取締役　和　田　洋　一	平成１５年　４月　１日就任
		平成１５年　４月　１日登記
	監査役　河　野　先	平成　９年　６月２７日重任
		平成　９年　７月１０日登記
	監査役　河　野　先	平成１２年　６月２３日重任
		平成１２年　７月　７日登記
		平成１５年　４月　１日辞任
		平成１５年　４月　１日登記
	監査役　小　林　正　男	平成　９年　６月２７日重任
		平成　９年　７月１０日登記
		平成１２年　６月２３日退任
		平成１２年　７月　７日登記

PATENT
REEL: 014359 FRAME: 0860

東京都渋谷区代々木四丁目３１番８号
株式会社スクウェア・エニックス
会社法人等番号　０１１０－０１－０２７７０４

監査役	中　村　浩	平成　９年　６月２７日就任
		平成　９年　７月１０日登記
監査役	中　村　浩	平成１２年　６月２３日重任
		平成１２年　７月　７日登記
		平成１５年　４月　１日辞任
		平成１５年　４月　１日登記
監査役	中　島　啓　三	平成　９年　６月２７日就任
		平成　９年　７月１０日登記
監査役	中　島　啓　三	平成１２年　６月２３日重任
		平成１２年　７月　７日登記
		平成１５年　４月　１日辞任
		平成１５年　４月　１日登記
監査役	才　藤　智　宏	平成１２年　６月２３日就任
		平成１２年　７月　７日登記
		平成１５年　４月　１日辞任
		平成１５年　４月　１日登記
監査役	中　村　浩	平成１５年　４月　１日合併により就任
		平成１５年　４月　１日登記
監査役	前　川　敏　雄	平成１５年　４月　１日合併により就任
		平成１５年　４月　１日登記
監査役	伊　庭　保	平成１５年　４月　１日合併により就任
		平成１５年　４月　１日登記
監査役	矢　作　憲　一	平成１５年　４月　１日合併により就任
		平成１５年　４月　１日登記

PATENT
REEL: 014359 FRAME: 0861

東京都渋谷区代々木四丁目３１番８号
株式会社スクウェア・エニックス
会社法人等番号　０１１０－０１－０２７７０４

取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、商法第２８０条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 平成１５年　４月　１日登記
社外取締役の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、商法第２６６条第１９項の規定により、社外取締役との間に、同条第１項第５号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金１０００万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成１５年　４月　１日登記
新株予約権	第１回新株予約権 新株予約権の数 ３０７６個 （新株予約権１個当たりの目的となる株式数１００株。なお、新株予約権の目的たる株式の種類及び数に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。） 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式３０万７６００株 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率 各新株予約権の発行価額 無償

PATENT
REEL: 014359 FRAME: 0862

東京都渋谷区代々木四丁目３１番８号
株式会社スクウェア・エニックス
会社法人等番号　０１１０－０１－０２７７０４

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
１株当たり２３１３円
なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

また、新株予約権発行日以後に、時価を下回る価額による新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使ならびに平成１４年４月１日改正前商法２８０条ノ１９の規定に基づく新株引受権による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当り払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、払込価額は適切に調整されるものとする。
新株予約権を行使することができる期間
平成１５年７月１日から平成１６年５月３１日まで
新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）
新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。
会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件
無し

平成１４年　７月１５日登記

合併により承継した新株予約権
第１回新株予約権
新株予約権の数
３万個（新株予約権１個につき普通株式１００株。なお、新株予約権の目的たる株式の種類及び数に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）
新株予約権の目的たる株式の種類及び数
普通株式３００万株
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による１株未満の端数は切り捨てる。
調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

PATENT
REEL: 014359 FRAME: 0863

東京都渋谷区代々木四丁目３１番８号
株式会社スクウェア・エニックス
会社法人等番号　０１１０－０１－０２７７０４

	各新株予約権の発行価額 無償 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 １株当たり１８２９円 なお、本新株予約権発行後に当社が株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数} \times \frac{\text{１株当り払込金額または譲渡価額}}{\text{１株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$ 新株予約権を行使することができる期間 平成１６年７月１日から平成２１年６月３０日まで 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。） ①本新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において当社の取締役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、取締役の任期満了または合併による退任は、この限りでない。 ②本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権者の相続人による新株予約権の相続は認めない。 ③その他権利行使に関する条件については、平成１４年６月２２日開催の当社定時株主総会決議、および平成１５年２月１３日開催の当社臨時株主総会決議、当社取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結される新株予約権割当申込契約において定めるものとする。 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 本件新株予約権は、新株予約権の割当を受けた者が「新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）」の①および②に定める規定により、権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を無償で消却する。 平成１５年　４月　１日登記
新株の引受権の行使により発行すべき株式	第１８回総会で決議された新株の引受権 目的たる株式 １株の金額５０円の額面普通株式８万６４００株 １株の金額５０円の額面普通株式８万２４００株 平成１１年　７月３１日変更　平成１１年　８月　６日登記

整理番号　イ９７０５５９　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す　　１－１

PATENT
REEL: 014359 FRAME: 0864

東京都渋谷区代々木四丁目３１番８号
株式会社スクウェア・エニックス
会社法人等番号　０１１０－０１－０２７７０４

１株の金額５０円の額面普通株式６万７６００株
平成１１年　８月３１日変更　　平成１１年　９月　６日登記
１株の金額５０円の額面普通株式４万３６００株
平成１１年　９月３０日変更　　平成１１年１０月１３日登記
１株の金額５０円の額面普通株式　３万９５００株
平成１１年１０月３１日変更　　平成１１年１１月１２日登記
１株の金額５０円の額面普通株式　３万５１００株
平成１１年１１月３０日変更　　平成１１年１２月　７日登記
１株の金額５０円の額面普通株式３万７００株
平成１１年１２月３１日変更　　平成１２年　１月１１日登記
１株の金額５０円の額面普通株式２万６９００株
平成１２年　１月３１日変更　　平成１２年　２月　８日登記
１株の金額５０円の額面普通株式１万９７００
平成１２年　２月２９日変更　　平成１２年　３月　７日登記
１株の金額５０円の額面普通株式１万９７００株
平成１２年　４月　５日許可　　平成１２年　４月　５日更正
１株の金額５０円の額面普通株式１万５２００株
平成１２年　３月３１日変更　　平成１２年　４月１１日登記
１株の金額５０円の額面普通株式１万８００株
平成１２年　４月３０日変更　　平成１２年　５月１１日登記
１株の金額５０円の額面普通株式１万７０００株
平成１２年　５月３１日変更　　平成１２年　６月　７日登記
１株の金額５０円の額面普通株式７０００株
平成１２年　６月１９日許可　　平成１２年　６月１９日更正
１株の金額５０円の額面普通株式３２００株
平成１２年　６月２６日変更　　平成１２年　７月　７日登記

発行価額
権利付与日の前日に日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後３時現在における直近の売買価額（当日に売買がない場台はそれに先立つ直近日の午後３時現在における直近の売買価額）に１．０３を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。なお、株式分割および時価を下回る価額による新株の発行が行われる場台は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行} = \text{調整前行} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株数} \times \text{１株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{使価額　使価額　既発行株式数十分割・新規発行による増加株式数}}$$

新株の引受権を行使することのできる期間
平成１１年６月２７日から平成１２年６月２６日まで

平成１０年　７月　８日登記

平成１２年６月２７日第１８回総会で決議された新株の引受権行使期間満了
平成１２年　７月　７日登記

第１９回総会で決議された新株の引受権
目的たる株式
１株の金額５０円の額面普通株式　１９万７３００株

PATENT
REEL: 014359 FRAME: 0865

東京都渋谷区代々木四丁目３１番８号
株式会社スクウェア・エニックス
会社法人等番号　０１１０－０１－０２７７０４

発行価額
権利付与日の前日に日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後３時現在における直近の売買価額（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の午後３時現在における直近の売買価額）に１．０３を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。なお、株式分割および時価を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

新株の引受権を行使することのできる期間
平成１２年７月１日から平成１３年６月１５日まで

平成１１年　７月　８日登記

平成１３年６月１６日第１９回総会で決議された新株の引受権行使期間満了
平成１３年　６月２７日登記

第２０回総会で決議された新株の引受権
目的たる株式
１株の金額５０円の額面普通株式２１万２３００株
発行価額
権利付与日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）に１．０３を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。なお、株式分割および時価を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

新株の引受権を行使することのできる期間
平成１３年７月２日から平成１４年６月１４日まで

平成１２年　７月　７日登記

平成１４年６月１５日第２０回総会で決議された新株の引受権行使期間満了
平成１４年　６月２４日登記

第２１回総会で決議された新株の引受権
目的たる株式
１株の金額５０円の額面普通株式２０万１６００株
発行価額
権利付与日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）に１．０３を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。なお、株式分割および時価を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

PATENT
REEL: 014359 FRAME: 0866

東京都渋谷区代々木四丁目３１番８号
株式会社スクウェア・エニックス
会社法人等番号　０１１０－０１－０２７７０４

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

新株の引受権を行使することのできる期間
平成１４年７月１日から平成１５年６月１３日まで

平成１３年　７月　５日登記

合併により承継した新株引受権
２０００年６月１８日開催の定時株主総会で決議された新株の引受権
目的たる株式
１株の金額５０円の額面普通株式　７２万７４００株
なお、権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には次の算式により調整されるものとする。ただし、調整により生ずる一株未満の株式については、これを切り捨てるものとし、かかる調整はその時点で対象者が新株引受権を行使していない場合の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
発行価額
権利付与日に先立つ９０取引日（取引の成立しない日を除く）の各日の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後３時現在における直近の売買価格（以下、最終価格）の平均値の金額とし、１円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が権利付与日の最終価格（当日に取引がない場合は、それに先立つ直近の最終価格）を下回る場合は、権利付与日の最終価格とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整するものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行（転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く）するときは、次の算式により発行価額の調整を行うものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

新株の引受権を行使することのできる期間
２００２年７月１日から２００５年６月３０日まで

平成１５年　４月　１日登記

合併により承継した新株引受権
２００１年６月２３日開催の定時株主総会で決議された新株の引受権

PATENT
REEL: 014359 FRAME: 0867

東京都渋谷区代々木四丁目３１番８号
株式会社スクウェア・エニックス
会社法人等番号　０１１０－０１－０２７７０４

	目的たる株式 １株の金額５０円の額面普通株式　６１万２６００株 なお、権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には次の算式により調整されるものとする。ただし、調整により生じる１株未満の株式については、これを切り捨てるものとし、かかる調整はその時点で対象者が新株引受権を行使していない場合の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 発行価額 権利付与日に先立つ９０取引日（取引の成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値の金額（１円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が権利付与日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整するものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。 $\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ また、権利付与日以降、当社が時価を下回る価額で新株を発行（転換社債の転換、新株引受権証券および商法第２８０条ノ１９の規定に基づく新株引受権の権利行使の場合を除く）するときは、次の算式により発行価額の調整を行うものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。 $\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ 新株の引受権を行使することのできる期間 ２００２年１月４日から２００６年６月３０日まで 平成１５年　４月　１日登記
吸収合併	東京都目黒区下目黒一丁目８番１号株式会社スクウェアを合併 平成１５年　４月　１日登記
登記記録に関する事項	平成８年８月１８日東京都新宿区西新宿七丁目５番２５号から本店移転 平成　８年　８月２７日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成１５年　４月１５日
東京法務局渋谷出張所
登記官　　齋　藤　正　行

整理番号　１３７０５５３　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　１／１頁

PATENT
REEL: 014359 FRAME: 0868

VERIFICATION OF TRANSLATION

I, Eri MARUYAMA of c/o KABUSHIKI KAISHA SQUARE ENIX, 4-31-8 Yoyogi, Shibuya-ku, Tokyo, Japan

declare that I am well acquainted with both the Japanese and English languages, and that the attached is an accurate translation, to the best of my knowledge and ability, of the Japanese language document attached hereto.

Signature Eri Maruyama Date May 27, 2003

ARTICLES OF INCORPORATION

KABUSHIKI KAISHA SQUARE ENIX

Prepared on April 1, 2003